

# 規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG

## 横断的制度分野担当SW「国と地方の規制合理化」 ヒアリング調査票

【ヒアリング項目】	地方公金納入書の規格・様式について (固定資産税、自動車税等地方税の納付書について)
1. 現在の状況（地方ごとにどのような取扱いとなっているか等）	それぞれの地方団体における条例・規則等で定めた納付書をもって運用。
2. 関係法令等	(各地方団体の条例、規則等)
3. 当該事項についての電子化の導入状況	地方税の電子化については、 ①地方税等を含む公金の電子納付については、マルチペイメントネットワーク(MPN)への接続により、順次対応が進展中。【資料1】 (HPによると、H18.5.10現在 6都県3市で税の納付受付開始) ②地方税電子化協議会を通じ、地方法人課税・固定資産税(償却資産)についての電子申告を運用開始済み。(H18.5.10現在 46都道府県13政令市) 【資料2】 ③自動車税・自動車取得税について、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)が運用開始済み。(H18.5.10現在 6都府県) 【資料3】
4. 当該事項の統一化に向けて技術的助言を行うことの見解	対応済み。  平成18年4月1日付けで地方団体宛に発出した、総務省自治税務局企画課長通知において、MPN標準帳票に準拠した様式への変更等を行うことに関し、「指定金融機関等と協議しながら、十分に検討していただくこと」について通知済み。【資料4】 (なお、本通知の発出にあたっては、全国銀行協会及び日本郵政公社等金融機関とも協議を行ったうえ、総務省あての要望書をあわせて地方団体へ配布したところ。【資料5】)
5. 当該事項が地方ごとに異なる取扱いになっていることの弊害を是正するための具体的な施策について（お考えがあればご記入ください）	上記4により対応済み。 (なお、今後とも金融機関等とも連携を保ちながら、必要に応じ、地方税の電子化を推進する観点から、地方団体に対し適切な技術的助言を行う。)

※別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

HP「いつでも、どこでも、ペイジー」より抜粋  
<http://www.pay-easy.jp/index.html>



## ■自動車税・軽自動車税もペイジーで支払えます！

毎年5月は、自動車税・軽自動車税の支払い時期ですね。

今まで、自動車税・軽自動車税の支払いのためにわざわざ現金を用意していましたか？お金を持って長い時間窓口に並んでいませんでしたか？

ペイジーなら自動車税・軽自動車税も自宅からラクラク支払い！ATMでサッと支払い！

←自動車税の納付書にこのマークがついていれば、インターネットバンキングやATMからペイジーで支払えます。

77	○○県	自動車税納税通知書		公	通常取扱料金 加入者負担 payeasy
加入者名	○○県	口座番号	01234-5-678901	合計金額	45000 円
税種	機関番号	納付年月	12345-67890-03	確認番号	654323 納付区分
年 税	平成16年度	納期限	平成17年 5月31日	生管番号	○○県 自動車税事務所
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼					
34	32012345678901000000450002480000000000000				
020000000012345678900365432300000000000000000					

### ※手数料について

ペイジーでの自動車税・軽自動車税の支払いに手数料はかかりません。

ただし、ATMでのお支払いの場合、金融機関によって時間外手数料がかかる場合があります。ペイジーでの自動車税・軽自動車税の支払いは、都道府県・市区町村ごとに拡がっていきます。

### ●自動車税のペイジー支払いが可能な地域

岩手県

群馬県

東京都

愛知県

三重県

佐賀県

### ●軽自動車税のペイジー支払いが可能な地域

千葉市（千葉県）

市川市（千葉県）

相模原市（神奈川県）

ますます便利!  
自動車税もネットで  
払えて満足じや。



ペイジーマークが付いた請求書・納付書なら  
①パソコン、②ケータイ、③ATMで  
あっという間に支払えます

# 地方税の申告手続等の電子化について

## 1. 地方税の電子申告の経緯

平成13年1月 「e-Japan戦略」決定

(「電子自治体の推進」の一環として、「地方税の電子申告」を明確化。)

平成14年6月 「e-Japan重点計画2002」決定

(地方税などの取扱件数が多い手続について、標準的な業務手順の提示などをを行い、電子化を推進)

平成15年2月 行政手続オンライン化法施行

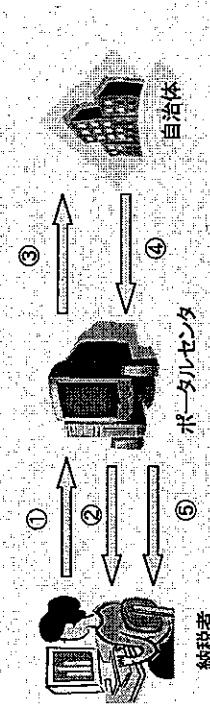
平成18年1月 「IT新改革戦略」決定

(「2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成」との目標を掲げる)

「電子政府の実現」のための重要な柱の一つとして、「地方税の電子申告」を推進中。

## 3. 地方税の電子申告の流れ

### I. 利用届出



① 電子署名を用いて、電子申告システム(eLTAX)の利用届出を送信

② 即時通知の送信

③ 到達した利用届出データを自治体に送信。

④ 本人確認終了を通知。

⑤ 利用者ID・パスワードを通じ(郵送)

### 2. 地方税電子化の進捗状況

平成15年8月 地方税電子化協議会設立（平成18年4月に社団法人化）

平成17年1月 6府県稼働（岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県）

平成17年8月～10月 7都県稼働（埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、島根県）

平成18年1月以降 ほぼ全ての都道府県・政令指定都市で稼働

➡ 全国の市区町村へ拡大予定。

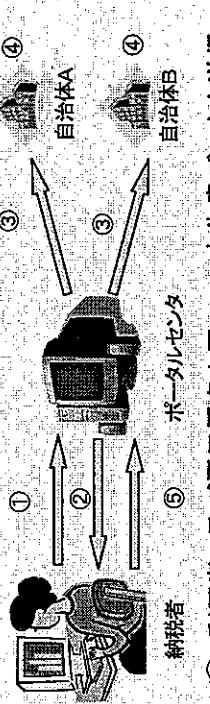
電子申告の対象税目（H18年4月現在）

都道府県……法人・個人の課税民税、法人事業税

政令指定都市・法人市民税、固定資産税（償却資産）

➡ H19年度以降対象税目の拡大を検討中

### II. 税の申告



① 利用者ID及び電子署名を用いて、申告書データを送信

② 即時通知の送言

③ 提出先自治体に振り分けて送信。

④ 自治体において申告書審査。

⑤ ポータルセンタ内のメッセージボックスにアクセスし、審査結果を確認。

→ 次へ

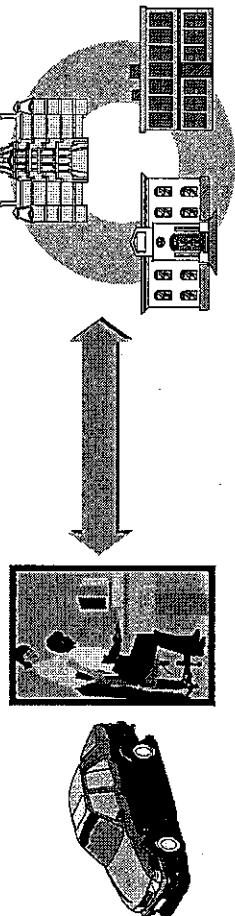
# 自動車保有関係手続のワントップサービス(OSS)について

## 1. OSSとは

- (1)自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、インターネットを通じて一括して行政事務の効率化を図るもの
  - ・保管場所証明の申請(警察署)
  - ・自動車の検査・登録の申請(運輸支局等)
  - ・自動車税・自動車取得税の申告・納税(県税事務所等)
- (2)政府のe-Japan重点計画、IT政策パッケージ2005等に位置づけ
- ・ITの活用による国民の利便性の向上
  - ・行政運営の簡素化、効率化の向上

## 2. OSSの導入で期待されるメリット

- (1)申請のために、各手続の都度、警察署、運輸支局等、県税事務所等の行政機関に出向かなくてよくなる
- (2)各手続に必要な手数料や税金もインターネットバンキングや、金融機関のATMから納付可能
- (3)これまで負担していたデーター等に支払う諸費用の低減も期待

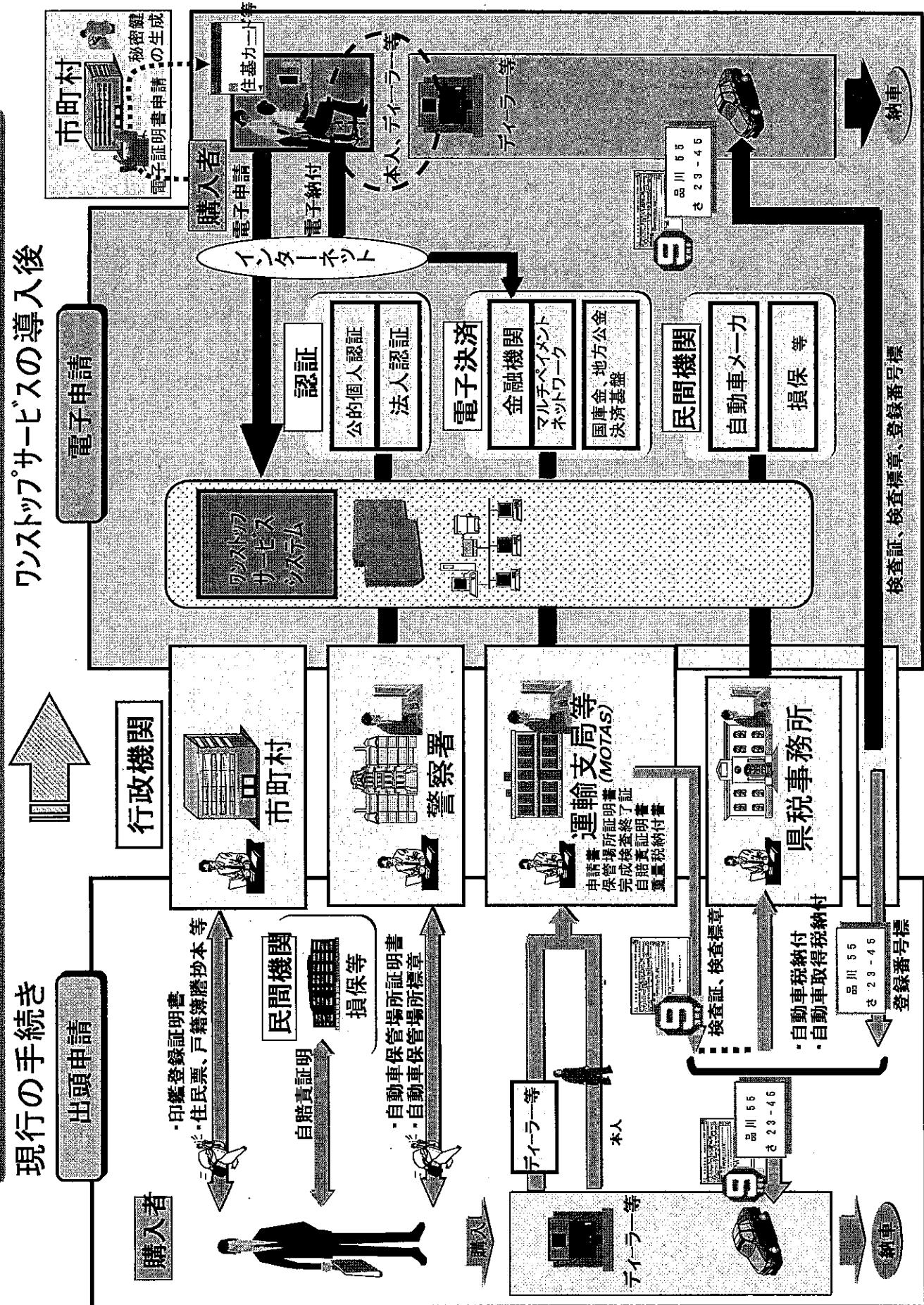


## 3. OSSを利用するに当たって

### (1)対象手続

- ・新車の新規検査登録(型式指定の登録車)  
(自動車税・自動車取得税の非課税等、減免の適用を受けようとする自動車は対象外)
  - ・移転登録、変更登録、抹消登録等のその他の手続は、平成20年末までのできるだけ早い時期を目標に全国に拡大していく予定
- (2)OSSが利用できる地域
- ・平成17年12月26日から、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府
  - ・平成18年4月24日から、埼玉県、静岡県  
(新車新規登録台数ベースでは、上記6都府県だけで全国のおよそ4割が対象)

自動車保有関係手続の現状とワンストップサービスの実現イメージ



総税企 第88号

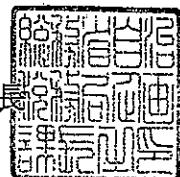
平成18年4月1日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長



### 地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について（通知）

地方税など地方団体の徴収金（地方税法1条14号に定めるものをいう。以下、「地方税等」という。）の収納については、納税者等が選択できる方法を拡大し、利便性の向上や納期内収納率の向上等を図る観点から、各地方団体において、収納代理金融機関の指定の拡大や口座振替納税の推進などに加え、コンビニエンスストア等への収納事務委託（いわゆるコンビニ納税）の導入、クレジットカードを活用した収納方法の検討など、地域の実情に応じて、多様な取り組みが行われているところです。

また、金融機関等が構築しているマルチペイメントネットワーク（MPN）を活用した収納方法についても、指定金融機関や収納代理金融機関等が提供するインターネットバンキングのサービスを利用した電子納付が可能となることや、金融機関や郵便局の現金自動預払機（ATM）で現金やキャッシュカードによる納付が可能となるなど、収納方法の拡大や納税者等の利便性の向上の観点から、有意義なものと考えられます。

地方団体がMPNを活用して地方税等の収納を行う場合には、納付書の様式をMPN標準帳票に準拠したものとする必要がありますので、地方団体におかれでは、地方税等の収納に係るシステムの更新や改修（市町村合併に伴うシステムの改修など）の機会をとらえてMPNを活用した収納サービスを導入することや、当該更新・改修の機会に納付書様式の変更（MPN標準帳票に準拠した様式への変更）を行っておくこと等について、電算システムを合理的に更新・改修していく観点から、指定金融機関等と協議しながら、十分に検討していただくことが適当と考えられますので、ご留意願います。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡くださるようお願いいたします。

事務連絡  
平成18年4月1日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課企画係長

地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点についての  
金融機関等からの要望について

地方税等の公金の収納に係るシステムを改修する際の留意点については、平成18年4月1日付け総税企第88号（総務省自治税務局企画課長通知）で通知したところですが、これに関連する要望が、別添のとおり、金融機関（全国銀行協会等）及び日本郵政公社から提出されていますので、参考としてください。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡くださるようお願いいたします。

平成18年3月17日

総務省  
自治税務局長 小室裕一 殿

全 国 銀 行 協 会  
社団法人 全国地方銀行協会  
社団法人 信託協会  
社団法人 第二地方銀行協会  
社団法人 全国信用金庫協会  
社団法人 全国信用組合中央協会  
全国農業協同組合中央会  
全国漁業協同組合連合会  
社団法人 全国労働金庫協会  
商工組合中央金庫  
農林中央金庫

以上を代表して

全 国 銀 行 協 会  
専務理事 斎藤



### 賦課税の納入書等の規格・様式に係る要望について

平素は種々ご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、地方税の収納事務に係る納入書等の規格・様式につきましては、がねてより改善方を要望しておりますが、今後の地方自治体における地方公金収納事務の電子化の進展等を踏まえ、今般、別紙のとおり要望事項をとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以 上

## 別紙

### 賦課税の納入書等の規格・様式について

現在、国民の利便性の向上および行政運営の簡素化・効率化の向上を図る観点から、国および地方自治体において、ITを活用した業務改革、行政改革が行われているところである。

収納事務の電子化についても、行政の情報化の重要な対象業務であり、国においてはマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）を活用した「ペイジー収納サービス」が開始・拡大されている状況にある。

また、さる1月19日に公表された「IT新改革戦略」では、「住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないことから、利用者が利便性・サービス向上が実感できる電子行政を実現すること、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成し、政府はそれに向けた普及、促進に努めることとされている。

これまで指定金融機関等では、地方自治体に対して、納入書等の規格・様式の統一化の働きかけおよび日本マルチペイメントネットワーク推進協議会への参加を通じたMPNの理解促進等の働きかけを行ってきているところであるが、今後、地方自治体において、収納事務の電子化を推進していくには、以下の理由から、MPN標準帳票<sup>1</sup>に準拠した別添の様式例を参考にした帳票を利用するることは不可欠と考えられ、市町村の合併や各団体におけるシステム更改等を機に、別添の様式例を参考にした帳票に切替を行うことが望ましい旨地方自治体に周知していただきたい<sup>2</sup>。

あわせて、地方自治体が納入書等の制定・切替等の検討を行うにあたっては、事前に指定金融機関等と協議するよう周知いただきたい。

#### 1. 電子収納の導入に向けた取組み

平成15年8月の総務省の「電子自治体推進指針」において、歳入・歳出手続の電子化については、国の行政機関と金融機関で行われている各種歳入・歳出

<sup>1</sup> MPN標準帳票の概要は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページ(<http://www.jampa.gr.jp/pub/>)により閲覧可能である。

<sup>2</sup> 地方自治体は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のオブザーバー会員登録によりMPN導入検討が可能であり、本年1月時点で、群馬県、埼玉県、千葉市、東京都、荒川区、葛飾区、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府、岡山県、佐賀県の12の地方自治体が、MPNを活用した「ペイジー収納サービス」を開始している。

手続に関する電子化の推進状況等を踏まえ、今後積極的に推進する必要があるとし、MPNを活用することが適当との考え方が示されている。

現在、賦課税の納入書等の規格・様式について統一的なものがないが、各団体においては、MPN標準帳票に準拠した納入書等の様式に変更することによって、電子収納の早期実施（＝MPNのシステム対応）、電子行政のオンライン利用率の向上等を行うための環境整備が効率的に図れることとなる。

## 2. 行政手続のワンストップサービス化の実現

平成15年7月のIT戦略本部の「e-Japan戦略II」においては、電子政府の総合窓口と各府省、地方自治体等のシステムと連携し、関連手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを整備することとされている。すでに自動車保有関係手続については、昨年12月からMPNを利用したワンストップサービスが一部地域で稼動しており、平成20年までに全都道府県、全手続に拡大することが目標とされている。

自動車保有関係手続ワンストップサービスの実現を通じて、地方自治体のMPNのシステム対応の整備が進んでいくが、今後は自動車税定期徴収分のMPN対応の実施等その有効活用に向けた対応が重要となる。

## 3. 地方自治体における収納事務の標準化、コスト軽減等

「e-Japan戦略II」においては、異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除して共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化し、同様の取組みを地方自治体にも要請している。

また、本要請については、IT戦略本部の「e-Japan重点計画—2004」（平成16年6月15日）や「IT政策パッケージー2005」（平成17年2月24日）でも謳われているところである。

MPNは、地方自治体公金収納事務のITを活用した共通化・標準化に資するインフラであり、事務を民間へ外部委託することによりコスト削減の指向にも合致する。

また、市町村合併の推進に伴い、行政事務の統合・見直しが行われるが、各団体で異なる様式を採用すると、将来、電子収納実施に際し、再度、様式やシステムの変更を要するなど、地方自治体において二重投資となる惧れがある。

以上

(別添)

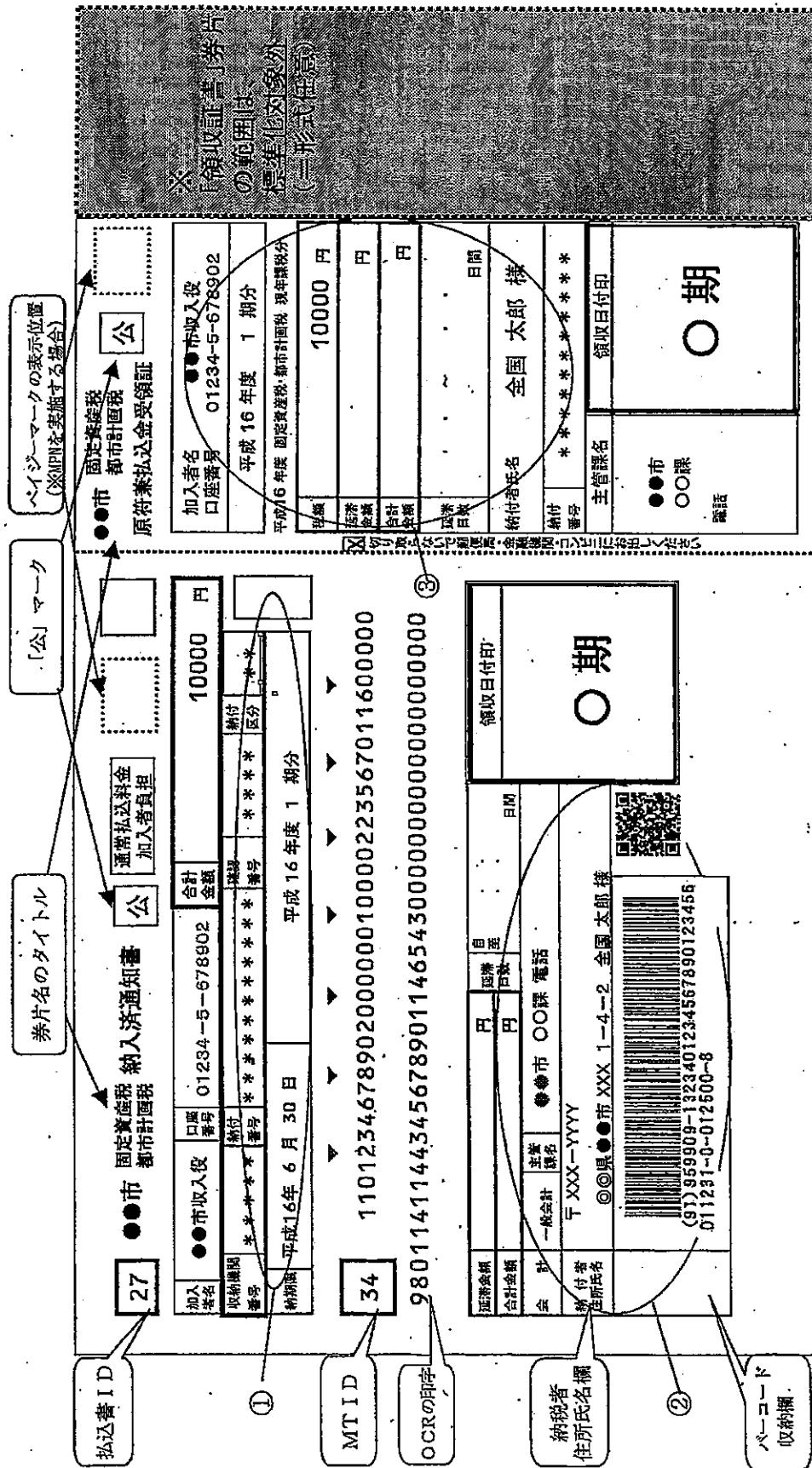
## 賦課税の納入書等の様式例 その1(固定資産税)

<前提>本納入書等(例)は、マルチペイメントネットワーク標準帳票の仕様に準拠した。

27 市 固定資産税 納入済通知書		□ 通常払込料金 □ 加入者負担		□ 都市計画税		□ 公	
加入者名 登録番号	市収入役 支給機関 番号	口座番号 新付 番号	合計 金額 支款 番号	新付 区分	加入者名 口座番号	市収入役	領收印付印
納期限 年月日	平成 年 月 日	平成 年度	期分	平成 年度	期分	平成 年度	期分
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
34 (OCR使用欄)							
延滞金額 合計金額	円 円	正味 日数	自 至	領收印付印	期		
会計 納付者 住所名	主管課名 課名	新付 番号	主管課名 領收印付印	市 課	電話		
 (9)959909-1323401234567890123456 011231-Q-012500-8							

## 課税の納入書等の記載例(固定資産税)

**〔本納付書記載例は、収納の電子化（M-PN実施）前に民間金融機関、日本郵政公社およびコンビニのすべての業態が共通して使用できることを前提としている。〕**



注1) ①、②の欄は仕入元に記載が可能な領域。本号、①のアスタリスクを付している取扱機関番号、納付番号、確認番号、会員区分などは仕入に設定が可能。

新規開拓、③の丸組み部分は郵政公社の指定によるイメージ読み取り領域。この領域には上記例の主管課名以外の項目を全て記載する必要がある。

## 賦課税の納入書等の様式例 その2(自動車税)

<前提>本納入書等(例)は、マルチペイメントネットワーク標準帳票の仕様に準拠した。

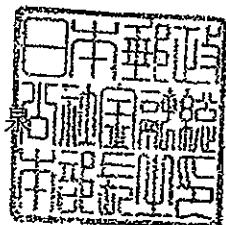
(別添)

27 ●●県 自動車税 納入済通知書		<input checked="" type="checkbox"/> ●●県自動車税務所 支給機関	<input type="checkbox"/> 通常払込料金 公	<input type="checkbox"/> 加入者負担 払込金保証	<input type="checkbox"/> 公 通常払込料金 加入者負担														
加入者名 取扱機関 番号	●●県 自動車税務所 口座 番号	合計 金額	●●県 自動車税務所 支付 番号	領収 書類 区分	●●県 自動車税務所 支付番号 区分														
会計年 度	平成 年度	納付 期限	平成 年 月 日	主管 所名	●●県 自動車税務所 支付番号 区分														
▼ ▾ ▾ ▾ ▾ ▾																			
(OCR使用欄)																			
34																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">領収証書</td> </tr> <tr> <td colspan="2">領収証書 印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2">領収者 住所名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						領収証書		領収証書 印		領収日付印		領収者 住所名		領収日付印					
領収証書																			
領収証書 印																			
領収日付印																			
領収者 住所名																			
領収日付印																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">              (91)953909-1323401234567890123456            011231-0-012500-8         </td> </tr> <tr> <td>納付者 住所名</td> <td>領収者 住所名</td> </tr> <tr> <td>現目</td> <td>自動車税</td> </tr> </table>						 (91)953909-1323401234567890123456 011231-0-012500-8		納付者 住所名	領収者 住所名	現目	自動車税								
 (91)953909-1323401234567890123456 011231-0-012500-8																			
納付者 住所名	領収者 住所名																		
現目	自動車税																		

郵貯企第3271号  
平成18年3月17日

総務省  
自治税務局長 小室 裕一 殿

日本郵政公社  
金融總本部長 山下



賦課税の納入書等の規格・様式に係る要望について

平素は種々ご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、地方税の収納事務に係る納入書等の規格・様式につきまして、今後の地方自治体における地方公金収納事務の電子化の進展等を踏まえ、今般、別紙のとおり要望いたしますので、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以上

## 賦課税の納入書等の規格・様式について

現在、国民の利便性の向上および行政運営の簡素化・効率化の向上を図る観点から、国および地方自治体において、ITを活用した業務改革、行政改革が行われているところである。

収納事務の電子化についても、行政の情報化の重要な対象業務であり、国においてはマルチペイメントネットワーク（以下「MPN」という。）を活用した「ペイジー収納サービス」が開始・拡大されている状況にある。

また、さる1月19日に公表された「IT新改革戦略」では、「住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分ではないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないことから、利用者が利便性・サービス向上が実感できる電子行政を実現すること、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成し、政府はそれに向けた普及、促進に努めることとされている。

これまで日本郵政公社では、日本郵政公社を収納代理金融機関等として指定する地方自治体に対して、納入書等を郵便振替の通常払込みの払込書に準拠した様式とするための働きかけ及び日本マルチペイメントネットワーク推進協議会への参加を通じたMPNの理解促進等の働きかけを行ってきてているところであり、また、本年4月から郵便局に設置しているATMにおいてMPN標準帳票による取扱いを行うこととしている。

今後、地方自治体において、収納事務の電子化を推進していくには、以下の理由から、MPN標準帳票<sup>1</sup>に準拠した別添の様式例を参考にした帳票を利用することは不可欠と考えられ、市町村の合併や各団体におけるシステム更改等を機に、別添の様式例を参考にした帳票に切替を行うことが望ましい旨地方自治体に周知していただきたい<sup>2</sup>。

あわせて、日本郵政公社を収納代理金融機関等として指定する地方自治体が納入書等の制定・切替等の検討を行うにあたっては、事前に日本郵政公社及び指定金融機関等と協議するよう周知いただきたい。

<sup>1</sup> MPN標準帳票の概要是、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページ(<http://www.jampa.gr.jp/pub/>)により閲覧可能である。

<sup>2</sup> 地方自治体は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のオブザーバー会員登録によりMPN導入検討が可能であり、本年1月時点で、群馬県、埼玉県、千葉市、東京都、荒川区、葛飾区、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府、岡山県、佐賀県の12の地方自治体が、MPNを活用した「ペイジー収納サービス」を開始している。

### 1. 電子収納の導入に向けた取組み

平成 15 年 8 月の総務省の「電子自治体推進指針」において、歳入・歳出手続の電子化については、国の行政機関と金融機関で行われている各種歳入・歳出手続に関する電子化の推進状況等を踏まえ、今後積極的に推進する必要があるとし、MPN を活用することが適当との考え方が示されている。

現在、賦課税の納入書等の規格・様式について統一的なものがないが、各団体においては、MPN 標準帳票に準拠した納入書等の様式に変更することによって、電子収納の早期実施 (=MPN のシステム対応)、電子行政のオンライン利用率の向上等を行うための環境整備が効率的に図れることとなる。

### 2. 行政手続のワンストップサービス化の実現

平成 15 年 7 月の IT 戦略本部の「e-Japan 戦略 II」においては、電子政府の総合窓口と各府省、地方自治体等のシステムと連携し、関連手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを整備することとされている。すでに自動車保有関係手続については、昨年 12 月から MPN を利用したワンストップサービスが一部地域で稼動しており、平成 20 年までに全都道府県、全手続に拡大することが目標とされている。

自動車保有関係手続ワンストップサービスの実現を通じて、地方自治体の MPN のシステム対応の整備が進んでいくが、今後は自動車税定期徴収分の MPN 対応の実施等その有効活用に向けた対応が重要となる。

### 3. 地方自治体における収納事務の標準化、コスト軽減等

「e-Japan 戦略 II」においては、異なる行政機関が類似の IT を導入することによる重複投資を排除して共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化し、同様の取組みを地方自治体にも要請している。

また、本要請については、IT 戦略本部の「e-Japan 重点計画—2004」(平成 16 年 6 月 15 日) や「IT 政策パッケージー 2005」(平成 17 年 2 月 24 日) でも謳われているところである。

MPN は、地方自治体公金収納事務の IT を活用した共通化・標準化に資するインフラであり、事務を民間へ外部委託することによりコスト削減の指向にも合致する。

また、市町村合併の推進に伴い、行政事務の統合・見直しが行われるが、各団体で異なる様式を採用すると、将来、電子収納実施に際し、再度、様式やシステムの変更を要するなど、地方自治体において二重投資となる惧れがある。

以上

## 賦課税の納入書等の様式例 その1(固定資産税)

<前提>本納入書等（例）は、マルチペイメントネットワーク標準帳票の仕様に準拠した。

### 賦課税の納入書等の記載例(固定資産税)

日本郵政公社およびコンビニのすべての業態が共通して使用できることを前提としている。

(注) 1. ①、②の丸印み部分は任意に記載が可能な領域。なお、①のアスタークスを付している取扱機器番号、納付番号、施設番号、納付区分については、MPNを実施する場合、記入が必要。また、②の領域は、納付者住所氏名を記載しなければならないが、その他の項目（延滞金額、延滞日数、会計区分など）は任意に記入が可能。  
2. ③の丸印み部分は郵政公社の指定によるイメージ読み取り領域。この領域には上記例の主管課名以外の項目を全て記載する必要がある。  
3. 新規開設、コンビニの様式の規格においてはそれぞれ認定が必要であり、また、ペコードド、2次元コードの記載箇所は金融界の標準である。様式判定にあたっては、それぞれ関係機関に申し事前に協議いただきたい。

卷之三

## 賦課税の納入書等の様式例 その2(自動車税)

<前提>本納入書等(例)は、マルチペイメントネットワーク標準帳票の仕様に準拠した。

● ● 県 自動車税 納入済通知書		□ 通常払込料金	
公		加入者負担	
<input checked="" type="checkbox"/> ●県原市 払込金受領証		<input type="checkbox"/> 通常払込料金 加入者負担	
<input checked="" type="checkbox"/> ●県 自動車税事務所 受付番号 年月 年次 金額 計 度		<input checked="" type="checkbox"/> ●県 自動車税事務所 受付番号 年月 年次 金額 計 度	
口座 番号 支 付 期 限 年 度		口座 番号 支 付 期 限 年 度	
合 計 金 額		合 計 金 額	
支 付 区 分		支 付 区 分	
口座番号 納付番号 支 付 期 限 年 度		口座番号 納付番号 支 付 期 限 年 度	
<input checked="" type="checkbox"/> 税 額		<input checked="" type="checkbox"/> 税 額	
切り取 り方 支 付 金 額		切り取 り方 支 付 金 額	
合 計 金 額		合 計 金 額	
領 收 印 付 印		領 收 印 付 印	
<b>34</b> (OCR使用欄)		 (9) 35909-132301234567890123456 011231-0-012500-8	
納付者 住所名		納付者 住所名	
<b>税 目</b>		<b>自動車税</b>	